

# 琴歌譜注釈稿(三)

神野富一  
田中裕子  
福原佐知子

## 13 余美歌

### 歌詞

蘇良美豆 夜万止乃久尔波 可无可良可 阿利可保之支 久尔  
可良可 須美可保之支 阿利可保之支 久尔波 阿支豆之万也  
万止

そらみつ 大和の国は 神からか 在りが欲しき 国からか  
住みが欲しき 在りが欲しき 国は 蝦夷島大和

蘇於於於於良阿 阿阿阿阿美移 呂夷都宇皆宇 夜  
阿阿阿阿阿止於於於於能於於於於久字

### 歌詞と譜詞の対照

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1 そらみつ    | そらみつ     |
| 2 やまとのくには | やまとのくには  |
| 3 かむからか   | かむからか    |
| 4 ありがほしき  | ありがほしきも。 |
| 5 くにからか   | くにからか    |

レム爾移夷豆爾伊波阿阿南 可阿阿牟可阿阿ム阿ム  
良阿阿ム可阿波阿ム利伊波ム可阿阿ム保師伎毛  
久宇尔ム可阿波阿ム良阿阿ム可阿波須津ム美  
伊豆ム何浦阿波ム保志伎毛牟志伊夜 手十五

- ① 「夜」は写本では「夜」のほばまん中に補われてある。  
②③ 左側の「可」は「丁」の誤りと認められる。

6すみがほしき すみがほしきも。しや。

7ありがほしき  
8くには

9あきづしまやまと

### 歌い方

全六句。一段の曲。歌詞の繰り返しなく、第1句から第6句まで歌う。第7～9句は歌わない。「1茲都歌」がそうであつたように、本歌も何らかの理由で歌詞のすべては歌わない歌い方であったのだろう。

本歌の歌譜を他の歌譜と比較してみると、歌い方を不平記号にいくつかの特徴が認められる。

①「丁」(小丁)を含む)が三十四回みられ、琴歌譜二十二首中最も多い。次に多いのは、「20酒坐歌」に二十四回、「1茲都歌」に二十回である。

②「引」が二十七回みられ、琴歌譜中最も多い。次に多いのは、「14宇吉歌」に十八回、「22茲良宣歌」に八回である。

③「上」「下」記号が一つしかない。ただし他歌でも「11山口扶理」など五曲は「上」「下」記号が全くない。

④節回しを示すと思われる符号は「」「」の二種に限られ、「」が特に多い。「」は十八回現れるが、必ず「丁」の前

に現れる。

⑤「阿阿阿」など母音の連続が多い。「阿阿阿」など母音が二文字以上続く場合を数えてみると十九回で、琴歌譜中最も多い。次に多いのは、「16長埴安扶理」に八回、「17阿遊陀扶理」「22茲良宣歌」に五回である。「3片降」及び「4高橋扶理」から「12大直備歌」までの小歌には、「9庭立扶理」の二回を例外として全くみられない。

以上は「余美歌」の歌譜を平面的かつ量的に観察して把握される諸特徴であるが、これらの中で質的にも他の歌譜ときわだつて相違している点は、①の「丁」に関してである。本歌譜では「丁」が、数が多いというばかりではなく、ほぼ歌詞の音節毎に現れている。この点については、すでに徳田淨「讃歌考」(『萬葉集撰定時代の研究』所収)に的確な指摘がある。すなわち、本歌は「殆ど歌詞の一音毎に区切つて唱え進んでうたつてゐる」、そして「他の歌譜には、かく歌詞の一音毎に休止する歎び方はない」。

「丁」は序文に「丁は徐かに息を微く声に随ふ」とみえ、発声の息を少しずつ少なくしていくことを意味する記号であり、つまり一種の休止符とみてよい(林謙三「雅楽」五二四・五一頁など)。この「丁」は琴歌譜中約三分の一の歌譜にみられ

る記号であるが、「丁」が全く用いられない歌もある。それらの歌では、だからといって息継ぎもせず一息に全曲を歌つたとは考えられないから、譜面からは読み取れないものの息継ぎは適当に存したものであろう（他に「留」などもみえる）。すると、ことさらに「徐かに息を微く声」で休止をする「丁」とは、特色ある休止ないしは著しい休止であるのだろう。「小丁」とあるものもそれに準ずる。

このような「丁」が本歌譜には頻出し、しかもほぼ各音節を区切っているのである。他の歌譜には、たとえば「丁」がやはり多用されている「20酒坐歌」や「一茲都歌」においても、音節毎に「丁」が現れるということはない。音節毎に区切って歌うということは、他歌にはみられない本歌の最大の特徴なのである。

この点をさらに詳しくみるために、次に歌詞の各音節毎の歌い方を私に符号を用いて表示してみよう。歌詞の各音節は○印で示し、それに続く母音はーで示す。なお、歌譜における文字や符号の大小は便宜上今は問題にしないことにする。また、音節の上の「ム」は田音を示す。

そ ○ 小丁———丁  
ら ○ —引———丁

み ○——引——レ丁  
つ ○——引——レ丁——丁  
や ○引———丁  
ま ○——引———丁——引  
と ○丁——引———丁  
ムの ○引———レ丁  
く ○引——レ丁  
ムに ○引———レ丁  
に ○—  
は ○引——小丁———レ丁  
か ○引———引  
む ○丁  
カ ○引———レ丁———  
ムか ○引———レ丁——  
ムら ○引———レ丁——  
ムか ○引———レ丁——  
ムか ○引———レ丁——  
ムり ○引———レ丁——  
ムが ○引———レ丁——  
ムほ ○引———レ丁——  
ムほ ○引———レ丁——  
ムが ○引———レ丁——  
ムみ ○引———レ丁——  
ムが ○引———レ丁——  
ムほ ○引———レ丁——  
ムほ ○引———レ丁——

き ○ き ○  
も ○ 丁上 も ○  
ムし ○ 一  
や ○

歌詞全三十八音節中二十七音節が「丁」で区切られるか、または音節を歌う中に「丁」をもつ。十一音節には「丁」がみられないが、それらは対句部分（二段に対照させて示した）の終わり、「ほしき」と離子詞「しや」にはば集中し、かつそれらは短く歌われており、歌の区切りまたは歌い收めの部分の特色ある歌い方なのだろう。

こうして、音節毎に「丁」で区切って歌うという本歌の特徴は明らかである。そしてこの特徴を歌唱の基本として、それとの関係において前記の他の特徴（②～⑤）もとらえられると思われるが、その点は省略する。なお、歌譜において、対句部分の歌い方が前句後句ほぼ同じである点も注目される。

第2・4・6句は歌詞と譜詞で小異があり、譜詞の方が一字ずつ多い。

### 語訳

余美歌——よみうた。歌い方による歌曲名。歌詞の音節毎に区切って歌う歌。「考説」参照。

そらみつ——「やまとのくに」の枕詞。神武紀三年に「餓速命、天磐船に乗り、太虚を翔行きて、是の郷を睨りて降りたまふに及至りて、故、因りて日けて、虚空見つ日本の國と曰ふ」とある。「そらみつ」は、神の虚空からの国見、国覧ぎの観念のこめられた称辭。万葉集でも全七例中「そら」「虚」をあてるもの五例、「空」「天」各一例、また「みつ」を「見つ」とするもの六例。また「天爾満」（1・29、人麻呂）にみられるような、虚空に満ちるという解釈もあった。

大和の国——記紀歌譜や万葉歌では、「やまと」だけでは必ず狭い範囲の大和（奈良県、またはその一部）を表し、日本全土を表すことはない。日本全土をいう場合には、「やまとのくに」とい、しかも「枕詞+やまとのくに」と表される（拙稿「舒明天皇と大和」、犬養孝編「万葉の風土と歌人」所収）。しかしこの歌の場合には、縁記に従えば、狭い範囲の大和をさすことになる。

神からか——神の性格のゆえか。万葉集に、「玉藻よし 譜破の国は 国からか 見れども飽かぬ 神からか ここだ貴き」（2・220、人麻呂）、「み吉野の 鮎始の宮は 神からか 貴くあるらむ 国からか 見が欲しからむ」（6・907、笠金村）などとみえ、「神からか 国からか」は、国譜

めの常套的表現の一つ。

在りが欲しき——ありたい。住み続けたい。「在りが欲し」住みよき里の荒るらく惜しも〔〔万6・一〇五九、田辺福麻呂〕〕。  
國からか——國の性格のゆえか。  
住みが欲しき——住みたい。

蜻蛉島——「やまとのくに」の枕詞。「やまとのくに」を豊饒の王土として讀える語。「あきづ」は蜻蛉で、穀量としてのトンボ。雄略記紀に、歌謡を含む「蜻蛉島」の名付けの伝承がある。「8 繼根扶理」の語義の項参照。「秋津」(雜体紀七年)、「秋津島」(万13・二二二三)などの表記もある。なお、万葉集では「やまと」に枕詞がつく場合、大部分が「枕詞+やまとのくに」と表される(十七例)。「枕詞+やまと」の例が二例あるが、いずれも道行きの表現をとつて特殊である。本歌の「枕詞+やまと」のかたちは異例。

#### 口譯訳

(かつて神が虚空から國見をして降臨した) 大和の國は、神の性格の故か、あり続けたい國だ、國の性格のゆえか、住み続けたい國だ。あり続けたい國は、(豐饒の王土たる) 大和である。

#### 考説

##### ①余美歌の名義

まず、本歌の曲名は「正月元日余美歌」ではなく、「余美歌」とみるべきである。写本には字間も空けず、「正月元日余美歌」と連ねてあるが、「余謡」に、「正月元日」というのは、これらの歌曲の演奏される時をいうので、この歌曲の特称ではない」といふとおり、「正月元日」は節目を表しており、見出しであつて、本歌から「16長墳安扶理」までにかかる。後の「七日阿遊陀扶理」「十六日節酒坐歌」の場合も同様で、「七日」「十六日」はいずれもそれらの歌が歌われる節日を表す。琴歌譜の他の歌にも、記紀歌謡その他の上代歌謡にも「正月元日」のような歌曲名が見えないことによつても、それは明白であろう。  
さて、「余美歌」の語義については、允恭記の「詠歌」(記89・90について、「此の二歌は詠歌なり」とある)の語義の解釈とともに諸説がある。中でも、允恭記の「詠歌」について本宣長の古事記伝が、  
詠歌は、楽府にて他の歌曲の如く、声を詠めあやなしては歌はずして、直誦に詠舉る如唱へたる故の名なるべし。凡て余牟と云は、物を数ぶる如くにつぶくと唱ふることなり。

といふ、続けて割注に、  
故物を数ぶるをも余牟と云ひ。又歌を作るを余牟と云も、

心に思ふことを数へたてて云出るよしなり。(下略)

(筑摩版『全集』第十二卷による)

と述べたのは、今に至るまで強い影響力をもつ。「読歌」は「直誦に読むる如唱へたる故の名」であるというのである。他方、ヨミ歌に寿祝や讃美の意味を認めようとする説も有力で、代表的なのは土橋寛『古代歌謡と儀礼の研究』(三五六～三六四頁)の説で、その結論は、「『琴歌譜』の『余美歌』は、場から言えば正月元日の儀式歌、内容から言えば國讀め歌で、このヨムは寿ぐ、讃める意であろうと思う」というものである。土橋氏はヨムという語の語義変化を検討し、そしてこのヨミ歌に認められる「寿ぐ、讃める」意こそがヨムの原義であると説いている。

しかし、ヨミ歌の語義の検討のためには、琴歌譜『余美歌』の歌譜の註解が不可欠である。そして、先の「歌い方」の項でのその検討によれば、音節毎に区切って歌うという歌い方が、量的のみならず質的にも、本歌譜を他の歌譜と截然と区別していたのであった。すでに徳田淨氏が指摘している(前掲論文)ように、ヨミ歌とはこの音節毎に区切って歌うという歌い方の名であろう。ヨムとは、一つ、二つ、三つ、と一つずつ区切って数えることであり、その一つの特殊化がヨミ歌であるといえ

る。ただし、「音節毎に区切って歌う」ということと、宣長説の「直誦に読むる如唱へたる」とはちがう。「歌い方」の項に挙げた「余美歌」の歌い方の諸特徴からは、それが「直誦に読むる如唱へたる」歌であったとは読めない。ヨミ歌もまた一定の曲調をもっていたと思われる。

また、ヨミ歌の語義は以上のように考えられるが、それを歌う行為は、ヨムという行為に由来する呪性を帯びただろう。数える意のヨムは、語義としてではなくその言語行為 자체のもつ性質として呪的であつたと考えられる。ものごとを区切って数えたてるとは、そうすることによって対象を認識・把握するという特殊性をもつ。ヨミ歌は寿歌・讃歌という意味の名なのではないが、そのヨムという呪的な歌い方、歌う行為が寿祝に通じたであろう。

なお、「読歌」の名が「読曲歌」(樂府詩集四六所収)の影響を受けて成立したらしいこと、やはり徳田淨氏の「上代に於ける日支歌謡の交渉」(前掲書所収)に論がある。音節毎に区切って歌うというヨム歌は日本にも古くから固有に存したと思われるが、伝來の「読曲歌」と、音樂面で數え立てるよう表現するという点の類似が気づかれ、宫廷歌謡名としての「読歌」が成立したものか。

## ②余美歌の成立時期

歌は小型の長歌であり、しかも終止が五三七止めの型をもつていて、形式上では古風を示している。そこでふつう、本歌は人麻呂以前の成立とみられている（上橋寛「古代歌謡と儀礼の研究」二五四～二五六頁、など）。しかし、もし本歌がそれはと古くから正月の節会でもっとも重要な大歌として毎年奏されてきたとするなら、なぜ記紀のなかに取り入れられなかつたのかという疑問が起つ。琴歌譜で、本歌には景行天皇が遠征先の日向で作り歌つたとする縁記が付されているのだからなおさらである。また、とくに「神からか 在りが欲しき 国からか 住みが欲しき」という対句の部分は、国見歌・国讃め歌の伝統である「見る」「見ゆ」という視覚語を欠き、後代の成立であることの表現に、それ以前の歌詞を組み合わせたようなところがみえる。

詳しい論証は別稿（稿末参照）によりたいが、本歌は次のようにして成立したのではなかつたかと推測する。すなわち、「神からか 国からか」という対句の構成は、人麻呂の「玉藻よし 譲岐の国は 国からか 見れども飽かぬ 神からか ここだ貴き…」（万2・一二〇〇）や、笠金村の吉野行幸從駕歌、「み吉野の 姫姫の宮は 神からか 貴くあるらむ

国からか 見が欲しからむ…」（6・九〇七）などに倣い（参考、曾倉岑「国見歌とその系列の歌の自然叙述」「論集上代文學」一五）、しかも宮廷で元日節会に奏する日本全体の讃歌にふさわしく「在りが欲しき」「住みが欲しき」と改作したものであろう。そして、冒頭の「そらみつ 大和の国は」と終わりの「(在りが欲しき)国は 姫姫島大和」は、それぞれ万葉集開巻冒頭の雄略天皇歌の「そらみつ 大和の国は」と、統く舒明天皇歌の「(うまし国そ)姫姫島 大和の国は」から抜取したものであろう。結局本歌は、それ以前の諸歌の表現を借りて、節会用に、比較的新しく制作されたものであろう、と。

そして、その制作の時期を聖武朝頃と推定する。統日本紀天平十五年（七四三）五月五日条に賜宴で阿倍皇太子が五節の舞を舞うことがあり、その折聖武天皇の詔に報えて元正太上天皇が詠んだ歌の一つに、

そらみつ大和の国は神からし貴くあるらしこの舞見れば  
がある。上の句が「余美歌」にひとしく、場も節日の賜宴で、関連が深がろう。

### 縁記

卷向日代宮 御宇大帶日天皇、久御坐於日向國、厭邊夷之處、懷倭國之宮。斯乃述眷恋之情、作懷旧之歌。

(この縁記は、原文では歌譜の前に位置している)。

懷県作)。「眷 コヒシ カヘリミル シタシ」(名義抄)。

#### 訓読

巻向の日代の宮に御宇。しし大帝日の天皇、久しく日向の国に御坐して、辺夷の處を厭ひたまひ、倭の國の宮を懐ほす。斯乃ち眷恋の情を述べ、日を懷ひて作らす歌。

#### 語訳

巻向の日代の宮に御坐して、天の下治めたまひき」(景行記)。「冬十一月の庚申の朔に、乘輿美濃より還りたまひ、則ち更纏向に都つくりたまむ」(景行紀四年)。「巻向」は奈良県桜井市穴師の北。

大帝日天皇——景行天皇。「大足彦忍代別天皇」(景行紀)。「大足皇子天皇」(常陸國風土記)。「大帝皇子天皇」「大帝日古天皇」「大帝比古天皇」(以上、播磨國風土記)。「大帝皇子天皇」(「17阿遊陀扶理」の縁記)。ここは、オホタラシヒだが、この文字が脱したか。

(注) 本稿の論述は、拙稿「琴歌譜『余美歌』考」「国語国文」六六一九、一九九七年九月と重なるところが多い。また同南に在ること積年、辺夷の附く所と為る)(晋書・勝脩伝)。

月」とも一部重なる。

(神野富二)

景行紀・七年の條に、景行天皇が日向で「野中の大石に陟りまして、京都を憶ひたまひて」「倭は國のまほらま置なづく青垣山こもれる倭しうるはし」などの「思邦歌」を歌ったことがみえるが、そこに本歌はみえない。前記のように本歌の制作は比較的新しいと考えられるが、大和讚めの内容であることが、景行天皇の伝承を引き寄せ、縁記とされたか。歌詞も縁記も擬古の作らしく思われる。

#### 考説

景行紀・七年の條に、景行天皇が日向で「野中の大石に陟りまして、京都を憶ひたまひて」「倭は國のまほらま置なづく青垣山こもれる倭しうるはし」などの「思邦歌」を歌ったことがみえるが、そこに本歌はみえない。前記のように本歌の制作は比較的新しいと考えられるが、大和讚めの内容であることが、景行天皇の伝承を引き寄せ、縁記とされたか。歌詞も縁記も擬古の作らしく思われる。

## 14 宇吉歌

### 歌詞

美奈薦曾久 於美能遠等米 保隨理刀利 可多久刀礼 一説云  
 刀良左祢 茲多可太久 夜司多久刀礼 保太利刀良須古  
 みなそぞく 臣の娘子 ほだり取り 堅く取れ 一説に云ふ、  
 取らさね した堅く 弥堅く取れ ほだり取らす子

### 歌譜

ほだりと。  
 ほだりとらすこ。  
 ほだりとり。  
 やがたくとれ。  
 かたくとれ。  
 したかたく。  
 やがたくとれ。  
 ほだりと。  
 ほだりとらすこ。

### 歌い方

全十二句。前表の通り譜詞では句の繰返しが多く、5・6・  
 5・5・4・7 / 5・5・5・6・4・7と前段、後段各六句  
 ずつの二段曲。囃子詞はない。また前段と後段とは、符号や記  
 号の位置もほぼ対応する。

本歌は、琴歌譜の大歌中、唯一の二段曲である。

### 語訳

宇吉歌——ウキウタ。本歌と同歌とみられる歌が、雄略記に

「宇岐歌」として、

- 1 みなそぞく みなそぞく
- 2 おみのをとめ おみのをとめ
- 3 ほどりとり ほどりとり
- 4 かたくとれ かたくとれ

(とらさね)

### 歌詞と譜詞の対照

### 語訳

- 1 みなそぞく みなそぞく
- 2 おみのをとめ おみのをとめ
- 3 ほどりとり ほどりとり
- 4 かたくとれ かたくとれ

とある。

ウキは盃で、酒杯のこと。同記、三重の采女の条に、「大御盃」「盃」「美豆多麻宇岐」が、応神記、矢河枝比完の条に「大御酒盃」が、また大国主神の条に「宇伎山比」の語がある。

「宇吉歌」について、諸説があるが、①酒盃を擣げる時の歌（『全書』・『大系』・『大系本記』・『古代歌謡全集記』）、②酒を盃に注ぐ時の歌（『全註解記』・『古代歌謡全注釈記』）、③勧酒歌（『全集本記』・『集成本記』・『學術文庫記』）、④新嘗の宴の歌（『記紀歌謡評釈』）、⑤浮き浮きした調子の歌（『詳解』）、に分けることができる。①②③は、歌詞「ホタリ」から酒宴歌謡と解している。④は、第一縁記及び古事記の所伝より豊樂節会に関連すると解している。⑤は、古事記「志都歌」との並びから歌い方をさすものである。ウキは、前述のように「盃」の意であるので、ここは①②③にいう酒宴の歌とするのが妥当であろう。

ウキウタは概ね酒宴の席で歌われる歌、酒宴で盃を持つ時に歌われる歌と考えられる。

みなそそく——枕詞。ミナニソソクで、ミは水、ナは格助詞、ソソクは注ぐ、洗いすぐ、飛び散る、などの意。從来、①

臣の娘子——オミは宮廷に仕える者をさし、一般には「臣」の字を用いる。宮廷に仕える女性をいう。「臣の壯子」（万3・三六九）に対する語。他に「臣の子」（紀74）もある。

ほだり取り——ホダリは未詳語。盃に酒を注ぐのに用いる器とされる。記伝に「秀鷦」の字を当て、「鷦は、もと酒を盃に

水が飛び散る意（『時代別』・『全集』・『古代歌謡全注釈記』・『集成本記』・『學術文庫記』）②水がほとばしる、あふれる意（『大系』・『詳釈記』）③水がそそぎ込む、流れ込む意（『大系本記』・『全講記』・『古語大辞典』・『岩波古語辞典』・『角川古語辞典』）④水潜ぐ意（『言別』）とする説がある。

また、万1・三六に「……この川の 絶ゆることなく この山の いや高知らす 水激 龍の宮処は 見れど飽かぬかも」とあり、これを万葉集の注釈書類では、ア「水たざつ」、イ「みなざらぶ」、ウ「みづはしる」、エ「みなそそく」などと訓じている。エのよう、「激」をソソクと訓む例としては『時代別』に「激古記云、曾々久」（令集解考課）「復劍錘 垂血激越為神」（激越曾々岐氏）（神代紀上・私記乙本）、などの例を挙げる。

本歌では、水がそそぎ込む——大水・大海（同音の臣）の意で、「臣」にかかる枕詞。

「注<sup>タマ</sup>き入るゝ器なり」と述べ、その注に「説文に、尊<sup>タマ</sup>注<sup>タマ</sup>酒、器<sup>也</sup>、とあるにて知べし、尊と、樽樽と、同じことなり、此方にて多理と云物も、古、酒を注く器なりし故に、此字を當たるなり。されば古の樽は、後世に、瓶子<sup>ボンジ</sup>銚子<sup>チヂ</sup>などを用る如く、用ひたりし器なり、然るに後世には、樽は酒を入れ置器となりて、注く器には非ず又瓶子は、和名抄に、加米とありて、古、は酒を注く器にはあらず、銚子は、佐之奈間とありて、酒器には非ず、然るに此二、後世には、酒を注ぐ器となれる、皆古と後世と、其形も、用ひざまも、うつりかはれるなり」とい、そしてタリは垂で、「其」より酒の垂出るよしなるべし。更に、ホは秀で「其形の長高きを云なるべし。」と述べている。

これにより、今日「樽」と呼ぶ木製の容器は、古語タリが転じたものとする説が一般的である。その古語タリについて、

金田一京助氏は「アイヌ民族の中に伝はり残って、その饗宴には、先づ主婦がパンタリを執って起つて一同へ酌をする」とが、ユカラには殆んど毎篇必ず出る。古老に拵れば、古代内地人から渡った金蒔絵などの提子様のものの両口の漆器だといふ。(『文学』三一四)と説いている。また土橋寛氏は「沖縄で水を汲む柄杓をフダリと言つてることで(組踊の

「手水の縁」石垣島の「雨乞いチイディ」などに見える)、これによればホダリは柄杓または柄杓型の銚子を意味する古語であったと思われる」(『古代歌謡全注釈記』)と説いている。

これに対しても吉田金彦氏は、古代にはタリ・タル(樽)といふ和語はなかつたとして、ホダリはホダシ(糸)と同語で「紐」のこととし、「糸を取る」と解釈し、ヒモを結ぶと同質・同内容のものであった(『古代語『ホダリ』の研究』『古代日本語をさぐる』所収)と論じている。なお、吉田氏は、後にホダリを「柄杓型注口器」(もう一つのホダリ考)「言語生活」三四一号)とする説を出している。

また直木孝次郎氏は、ホダリを男性のシンボルを指す語ではないか(宴<sup>アガ</sup>と笑<sup>ハス</sup>——額田王登場の背景——)『夜の船出』所収)と説いている。

トルは手を持つの意。

堅く取れ——カタクは、しっかりととの意。

した堅く、弥堅く取れ——シタは「確かに」の意。記伝は「下堅く上堅く」とするが、言別は「したたか」の「した」とする。允恭記に「天飛む 軽媛子 志多<sup>シタ</sup>多<sup>シタ</sup>尔も 寄り寝て通れ 軽媛子ども」(記84)とある。

ヤは、「弥」の約。「した堅く 弥堅く」と重ねて「堅く」をより強調している。

### 口語訳

(水そそく) 臣の少女よ、酒を注ぐ器を持ちなさい。しっかりとほんとうにしっかりと持ちなさい。ますますしっかりと持ちなさい。酒を注ぐ器をお持ちになる少女よ。(その少女の器を持つ手が、しっかりとしている様に、貴人の命が堅固であります様に、またその御世が堅固であります様に。)

### 考説

この歌を歌詞、譜詞で比較すると、トルのトの仮名遣いに特徴が見られる。歌詞では全五例に「刀」(甲)の文字を用い、譜詞では全九例に「止」(乙)の文字を用いている。同歌とみられる記103を調べてみると、

美那曾々久 淑美能袁登完 本陀理登良須母 本陀理斗  
(理) 加多久斗良勢 斯多賀多久 夜賀多久斗良勢 本陀  
理斗良須古

注1: 真福寺本は「本陀理斗」、猪熊本は「本陀理斗理」  
とある。  
注2: 真福寺本は「斯多賀多久」、猪熊本は「斯多賀加  
多久」とある。

とあり五例中四例に「斗」(甲)の文字を用いている。これについて、大野透氏は、「トルは普通形、ト<sub>ウ</sub>ルは強調形なる事を確実に断定し得るのである。」と述べ、記103を考察し、

始にトルを用ひ、統いてト<sub>ウ</sub>ルを4例用ひてゐるが、ト<sub>ウ</sub>ルは明らかに強調形であつて、堅クト<sub>ウ</sub>ラセ下堅クト<sub>ウ</sub>ラセとあるのは、ト<sub>ウ</sub>ルが強調形なる事を明示するものといへる。

とし、「トルの用例に於ては、強調を示す表現と結合した例がない事に注意すべきである。」といい、統いて奈良時代の他文献のトルの用例などから、「天平年間には強調形トルは普通形トルに合流する過程にあつたものと見られる。」(『萬葉假名の研究』九四三~九四五頁)と論じている。

本歌においては、前述のように歌詞に甲類の文字が残されているという点で、歌詞の方に古い表記が残っていると言える。

### 緑記

古事記云、大長谷若建命、坐朝倉之宮、治天下之時、長谷之百枝柳下、為豐樂。是日、亦卷<sup>日</sup>之遠杼比売、獻大御酒之時、天皇作此歌。一云、大長谷天皇、未即<sup>レ</sup>位間、初欲<sup>レ</sup>殺兒坂合部黑皇子皇子与<sup>レ</sup>甥目弱王。此時、二王子遁、行到於葛木津守村大臣家<sup>ニ</sup>匿。天皇遣使乞、臣固争不出。二王子与<sup>レ</sup>

大臣、並可殺。此時大臣女子韓日女娘、注云、即天皇妃也。見其父被殺、而即哀傷作歌者。

(注)「卷」は「春」の誤りであろう。

(この縁記は、原文では歌譜の前に位置している。)

### 訓読

古事記に云く、大長谷若建命、朝倉宮に坐して、天下を治らしめし時、長谷の百枝櫻の下に、豐樂したまひき。この日、また春日の袁杼比売、大御酒献りし時、天皇この歌を作りたま

ひきといへり。

一は云く、大長谷天皇、いまだ位に即きたまはざりし間に、初め兄坂合部黒日皇子と甥目弱王とを殺せむと欲しき。この時二王子遁れて、葛木津守村大臣の家に行き到りて匿りましき。天皇使を遣はして乞ひたまひしかども、臣固く争ひて出しまつらず。二王子と大臣と、並に殺せらゆべくなりぬ。この時大臣の女子韓日女の娘、(注)云く、即ち天皇の妃なりといへり)その父の殺せらるるを見て、即ち哀傷びて作れる歌といへり。

### 語釈

大長谷若建命——オホハツセワカタケルノミコト。第二十一代  
雄略天皇のこと。

長谷之百枝櫻——「長谷」は、奈良県桜井市初瀬町あたりのこど。雄略天皇の宮居は「長谷朝倉宮」という。「百枝」はたくさんの枝が茂っている意。「櫻」はケヤキの木。

春日遠杼比売——カスガノヲドヒメ。原本には「卷」とあるが、記によれば、「春日袁杼比売」のこと。「丸遙之佐都紀臣之女、袁杼比売」とある。雄略記によれば、本歌と同歌とみられる記103「宇岐歌」の次に、袁杼比売が歌う「志都歌」が記載されている。

坂合部黒日皇子——サカヒベノクロヒコノミコ。雄略即位前紀に「坂合黒彦皇子」、允恭帝に「境黒彦皇子」、安康記に「境墨皇子」とある。允恭帝第一子。雄略帝の同母兄。目弱王——マヨワノオホキミ。安康記によれば、大口下王と長田大郎女の間の子。安康帝は大口下王を殺し、その妻、長田大郎女を皇后とした。紀には「眉輪王」とある。仁徳天皇の孫。

葛木津守村大臣——「葛木」は「葛城」のこと。雄略即位前紀には「葛城内大臣」とある。安康記には「都夫良意高美」とあり、円大臣の女。雄略天皇との間に清寧天皇を生む。安

康記には「詞良比完」とある。

### 口語訳

古事記にいう、雄略天皇が、朝倉宮にいらしゃって、天下をお治めになつておいでになつた時、長谷のたくさん枝が茂つているケヤキの木の下で、酒宴をなさいました。この日、また春日の遠杵比売が、天皇に大御酒を献られた時、天皇はこの歌をお作りになられたという。

ある伝えにいう、雄略天皇が、まだ即位していらしゃらない間に、最初に兄である坂合部黒日子の皇子と甥である目弱王とを殺してしまおうと思つておられた。この時、二人の皇子は天皇から逃れて、葛木津守村大臣の家に行き到つて隠れていらっしゃった。天皇は使いをお遣わしになつて二人を差し出すようおされたが、臣は頑なに争つて二人を差し出さなかつた。そこで、二人の王子と大臣とは、共に殺されることになつた。この時大臣の娘韓日女が、(注にいう、即ち天皇の妃であるといふ)その父が殺されるのを見て、悲嘆して作った歌であるといふ。

### 考説

#### ①儀式と歌について

「三節会次第」(一条兼良編、群書類從七所収)の「元日節

会次第」に、

次供三節御酒。度社。

不賜臣下。

次供三獻。

其儀。陪膳采女取御酒盞伝獻主上。自取則返給。

賜臣下。

内弁毎度仰參議催之。

以左手乍盤取盞。以右手取盞放飲了。汲酒於台

盤中。如本居盤返給。兩行唱平。人別勧之。

次國柄奏。

其儀。其大。

とある。これを見ると、「三獻の儀」において、「陪膳采女」が天皇に対して酒をつぎ、臣下には「内壁」がつぐことがわかる。また「江家次第」の元日節会においても「采女供御酒」とある。これはおそらくは「内裏式」においても「船行一周」のおり、行われていたはずである。つまり、采女が天皇に酒をつぐという元日節の儀式と本歌の「臣の娘子」が「ほだり」を取るという歌詞とが対応しているといえる。

#### ②縁記について

第一縁記は、古事記記載の所伝の要約と考えることができる。

第二縁記は、記紀兩書、ほぼ同じ事件を伝えているが、人名に

用いられた文字は古事記に近く、伝承される内容は日本書紀に近いと思われる。「此時大臣女子韓日女娘」「見其父被殺而即哀傷作歌」は記紀兩書に記載はないが、歌の内容から見ると特に後述の一文はそぐわない。これらについては、すでに賀吉明氏が「琴歌譜の有縁起歌・四字吉歌」〔琴歌譜新論〕一八六一（八八頁）で指摘しているが、歌そのものの記載及び内容からは、現存古事記と同じ内容を伝える第一縁記の方が適していると思われる。

では何故第二縁記を載せるのだろうか。第一縁記は、古事記においては、新嘗会の際の雄略天皇と二重の采女の唱和に続く歌として、この歌が歌われたと記述されている。これについて「記紀歌謡評判」は「本来は新嘗の後宴で、天皇が伝米のウキを手にして、大御酒を聞こし看す際に歌う慶祝歌で、のちに、宮廷において天皇出御の酒宴に奏される歌曲となつたものだろう。」といふ。こうしてみると、ますます第一縁記が適している様に思われるが、これはあくまでも新嘗会であって、正月元旦ではない。第二縁記を見る限り、前述の様に歌と伝承との関係はほとんど無いようと思われる。わずかに「固」と「大臣女子」の文字のみが関連している。賀吉氏は、琴歌譜の筆録者に、日本書紀尊重の態度をうかがうことができるとしている

（前掲論文）が、この理由だけでは、本歌に二つの縁記を記す点を納得することはできない。

どうやら「節会」と「臣の娘子」采女」と「カタク」とは無関係ではないようだ。履中即位前紀に、「則ち吾子龍擣ちて、己が妹日之媛を獻る。仍りて死罪赦されむと請す。乃ち免したまふ。其れ倭直等、采女貞ること、蓋し此の時に始るか。」とある。これは住吉仲皇子の反乱の記事である。この記事によれば、皇子同志の争いの中で采女貞が行なわれたことをいう。つまり、反乱と采女との関連は第二縁記と考えることができる。

また、影山尚之氏は「ワニ氏の伝承と歌謡」〔古事記の歌〕「古事記研究大系」9所収の中、応神天皇と矢河枝比売の伝承や斐長比売の伝承を挙げて、「一般に豐樂で女に大御酒を獻らせるのはその女を貢上することを意味した。」とし、記103「宇岐歌」について、

一首はその「ホダリ」と「堅く」の語を繰り返していく、そこに主眼のあることがわかるが、「堅く」には夫婦の契りの堅いことをことほぐ意味あいもこめられていたかもしない。

そこを主眼のあることがわかるが、「堅く」には夫婦の契りの堅いことをことほぐ意味あいもこめられていたかもしない。

日女娘の貢上により、婚姻を結ぶこと。これはとりもなおさず、支配権を得ることであり、国土を広げていくこと、さらには治世を堅めることでもある。正月元旦節において、「余美歌」で国土を讃め、続く「宇吉歌」で天皇の治世を寿ぐことが、その儀式の中で具象化されているといえよう。

（武部智子）

4 ちとせをかねて —— ちとせをかねて  
5 たのしきをへめ —— たのしきをへめ

## 歌詞

阿良多之支 止之乃波之女尔 司久之<sup>ノ</sup>曾 知止世乎可称<sup>ム</sup>

多乃之支乎倍女

新しき年<sup>の</sup>始<sup>め</sup>に かくしこそ 千歳<sup>を</sup>かねて 楽しき終<sup>へ</sup>  
め

## 歌譜

記載なし。「3片降」と同一のため、省略されたものであろう。

(次の歌譜は「3片降」による)

阿良多之伊<sup>ニ</sup>伊<sup>一</sup>支<sup>ヲ</sup> 止之乃<sup>於</sup>フ<sup>ノ</sup>波安<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup> 女衣尔<sup>伊<sup>ヲ</sup></sup>  
フ<sup>ヲ</sup> 可<sup>シ</sup>久<sup>シ</sup>之<sup>ヲ</sup> 伊<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>女<sup>也</sup>  
可<sup>久</sup>之<sup>己</sup>於<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>曾<sup>於</sup> 知止世衣<sup>フ</sup>乎<sup>於</sup> 司<sup>ハ</sup>衣<sup>フ</sup> 伊<sup>ヲ</sup>  
衣<sup>フ</sup> 多<sup>シ</sup>乃<sup>ノ</sup> 伊<sup>ニ</sup>伊<sup>一</sup>支<sup>ヲ</sup> 伊<sup>ニ</sup>伊<sup>一</sup>乎<sup>倍</sup>女<sup>也</sup> 手<sup>計</sup>

## 歌詞と譜詞の対照

1 あらたしき あらたしき  
2 としのはじめに としのはじめに  
3 かくしこそ かくしこそ めや

## 語訳

新しき年<sup>の</sup>始<sup>め</sup>に——新しい年<sup>の</sup>始<sup>め</sup>に。「新」アタラシ、ア

ラタシキ、アラタム」(名義抄)。備馬樂(呂歌)の「新しき

年」では、「安良多之支 止之乃波之女尔 也 加久之己曾

波礼 加久之<sup>ノ</sup>曾 川<sup>カ</sup>戸<sup>カ</sup>末川良女<sup>也</sup> 与<sup>ハ</sup>呂川<sup>ヲ</sup>末天尔

安波礼 曾已<sup>シ</sup>与<sup>ハ</sup>之也 与<sup>ハ</sup>呂川<sup>ヲ</sup>末天尔<sup>ト</sup>と歌われている。

この歌詞は、「新年始<sup>め</sup>」何久志社(供奉<sup>ハサウメ</sup>らめ 万代<sup>ハサウメ</sup>まで

に」(続日本紀・天平十四年正月十六日)と同じである。

「12大直備歌」の「考説」参照。他に仮名書き例としては

「年月は安良多良良多尔」(万20・四二九九)がある。

かくしこそ——このように(して)。カクは副詞。シは強意の副助詞。コソは係助詞。

「千年寿き・仕へ奉る」(万19・四二六六)の反歌に、「天皇<sup>ノ</sup>の御代万代に かくしこそ 見し明らめめ 立つ年のはに」(万19・四二六七)とあるが、これは「続紀」の後間もない頃の、豐明の宴での歌である。

千歳をかねて——千年もの未来まで予測して。「兼ねて」は副詞。「兼ぬ」の連用形に「テ」が接した語。前もって。あらかじめ。将来を期待する。未来の事を慮る意。

「カネテは、兼併の義で、千年を合わせて。千年の後までも」(『全講』)。「千年を祈り予定して」(『古今和歌集』新日本古典文学大系)。

「……御子<sup>みこ</sup>之嗣継<sup>つぐ</sup> 天下<sup>あまのした</sup> 所レ知座跡<sup>しらざあと</sup> 八百万<sup>やほよろ</sup> 千年矣兼<sup>いそん</sup> 而<sup>て</sup> 定家<sup>じょうけい</sup> 平城<sup>へいじゆ</sup>京師<sup>きょうし</sup>者<sup>じや</sup>……」(万6・一〇四七・田辺福麻呂歌集)

限りない未来まで予測して。千年にわたることさえの都としてお定めになつたの意。

「千」いう数は神世卷に集中し、偶々歴代卷にあっても、それは神性の表記として用いられている(川副武胤「色名と数詞」「古事記の研究」所収)。

神楽歌の前張(神あそび)にも「千歳」がある。楽しき終へめ——楽しみの限りを尽くそう。

古今和歌集卷第二十の「大貞日歌」では、「楽しさを積め」になっている。「楽しさ」という名の「木」すなわち「御薪(みかまき)」を積みあげましょう。「楽しさ」と「木」を掛ける。「たのし」は神前・節会などで満ち足りた快い状態をいう(『古今和歌集』新日本古典文学大系)。

「(宴を) 楽しごを極めて罷む」(『続紀』大宝元年正月十六日の踏歌節会)の記述も見える。さらに、万葉集の「たのし」の用例をみると、大伴旅人の「讌酒歌」以外はすべて、宴での歌と考えられるものばかりである。酒と宴は切っても切れない関係であることより、旅人の「讌酒歌」も宴に関連した歌であると考えてよいだろう。すなわち、「たのし」は、宴において生じる感情、または状態なのである。「タノシは行動することによって生ずる快適の感情を現わすようである」(時代別)。また、和歌の世界では祝賀の歌を詠む場合に「たのし」を使うという伝統があった(佐竹昭広「意味の変遷」『萬葉集抜書』)。勅撰集における「たのし」はすべて、祝賀の歌である(大嘗会や、新年の節会の歌が多い)。後世になると、「たのし」には物質的にも精神的にも豊かで富み、充足した状態であるとの意識が強く出てくる。「采花物語」の大嘗会での歌に、「年つくり樂しかるべき御代なればいなふさ山の豊なりける」とある。年は穂を指す。稔りが豊かで裕福な御代の意。

「をへめ」については次の二説がある。

①を絶め：『大系』、『全書』、『詳解』。

楽しきこうやつて千年の後までもお住えしよう。

②終へめ：『全講』、『全集』。

楽しい事を極め尽くそう。楽しみを極めよう。

「他の行為を勧誘、希求する。コソーメの形をとることが多い」（『時代別』）。

「曉月立ち 春の米たらば 可久斯許曾 梅を招きつ  
多努之岐乎倍米」（万5・八一五）は、梅花宴三十二首（天

平・正月十三日）の冒頭歌になつてゐる。「雅宴の永続を願う歌。冒頭歌としてふさわしい」（集成本『万葉集』）。梅花宴の歌に「多努之岐乎倍米」の仮名書き例があり、その梅花宴の追和歌「伴裏之樂終者」（万19・四一七四）には「終」の表記がある。従つて、卷五の「多努之岐乎倍米」は「樂しき終へめ」であると思われ、琴歌譜でも「樂しき終へめ」であつたと考えられる。（平安朝になると「経め」と表現される）

#### 口語訳

新しい年の始年に、（毎年）このようにして千年の長きにわたりて楽しみの限りを尽くそう。

#### 考説

『統紀』の歌「新年始邇 何久志社 供奉らめ 万代までに」（天平十四年正月十六日）は、類聚国史によれば、正史

（六国史）で元日朝賀から子日曲宴までの節会の記事に引く唯一の二十一文字の歌である（『古今和歌集』新日本古典文学大系）。「統紀」の中に歌の歌詞が載せられていることは大変珍しく、この歌が最初である。このことからも、儀礼性の強いこの歌には重要な意義が認められる。百官の集う節会で歌われた歌はとてもボビュラーなものになるはずである。

『統紀』より以前に遡ると、推古天皇三十年正月七日の豊楽での歌に同様の表現が見える。

春正月、辛巳の朔にして、丁亥の日、置酒して群卿に宴したまひき。この日、大臣<sup>君主</sup>歌を上りて曰ひしく、やすみしし 我が大君の 出で立たす 御空を見れば 隠ります 天の八十蔭 万世に 斷くしもがも 千代にも 断くしもがも 千代にも 断くしもがも 千代にも 断くしもがも 千代にも 拝みて 仕え奉らむ 納附きまつる（紀102）

この歌は、蘇我馬子が天皇に奉った大語歌である。

万葉集では、「新しき 年の始め」の用例が四例ある。

新年乃婆白米尔 豊の稔 しるすとならし 雪の降れるは（17・三九・三五）（七四六年正月）  
新年之初者 いや年に 雪踏み平し 常かくにもが  
(19・四二二九) (七五一年正月二日)

新年始思ふどち い群れて居れば 始しくもあるか

久之<sup>レ</sup>己<sup>ミ</sup> 米<sup>ミ</sup>夜<sup>イ</sup>

(19・四二)八四 (七五三年正月四日)

可久<sup>レ</sup>之伊己<sup>ミ</sup>於<sup>レ</sup>曾於<sup>ミ</sup> 知止於世<sup>レ</sup>乎可<sup>レ</sup>称<sup>ミ</sup>衣<sup>ミ</sup>旦<sup>ミ</sup> 衣一<sup>ミ</sup> 多

新年乃始乃初春の 今日降る雪の いや重け吉事。

(20・四五)一六 (七五九年正月一日)

乃<sup>レ</sup>之一支乎倍女<sup>ミ</sup> 手十二<sup>ミ</sup>

これらは、正月の宴席での予祝の賀歌として詠まれている。

「新しき 年の始めに (かくしこそ)」は、正月の宴席での賀歌（よじと）の歌詞として当時最も一般的なもの（型）であり、それに続く後半の歌詞には応用が可能であったという事であろう。前半の歌詞は万葉集では『続紀』の七四二年よりも以降の歌（七四六～五九年）に見られる。

「千歳」「樂し」「万代」「仕え奉る」などの歌語についてもそれ以降の賀歌の軌範となっていたことが、後世の賀歌からもうかがえる。

#### 参考

正月元日節に歌われたと推測される「大直備歌」の歌譜を次に挙げる。歌詞は「15片降」曲節は「12大直備歌」による。「片降」「大直備歌」は、その節会の主題に則した同一の歌詞を持つ。「12大直備歌」の「考説」参照。

#### 歌譜

阿良<sup>レ</sup>多安<sup>ミ</sup>之<sup>ミ</sup>伊<sup>ミ</sup>支<sup>ミ</sup>伊<sup>ミ</sup> 止<sup>ミ</sup>之<sup>ミ</sup>伊乃<sup>ミ</sup>波<sup>ミ</sup>之<sup>ミ</sup>女衣尔<sup>ミ</sup>伊<sup>ミ</sup>一<sup>ミ</sup> 可<sup>ミ</sup>

#### 歌詞と譜詞の対照

1あらだしき	あらだしき
2としのはじめに	としのはじめに
3かくしこそ	かくしこそ
4ちとせをかねて	かくしこそ
5たのしきをへめ	ちとせをかねて たのしきをへめ

#### 歌い方

「12大直備歌」参照。

「15片降」の小異歌が古今和歌集に「大直日歌」として載せられていることも、節会において「片降」と「大直備歌」が同一の歌詞で歌われたことを裏付けている。古今和歌集所載の「大直日歌」は、古今和歌集卷第二十、「大歌所御歌」の巻頭歌である。このことからも、本歌の重要性がうかがえる。

(田中裕恵)

## 16 長埴安扶理

歌詞

可波可美乃 可波利乃支乃 宇止介止毛 都伎之称毛知波  
宇可良止曾毛布

川上の 川様の木の 積けども 繰ぎし根持ちは 族とぞ思ふ  
歌譜

可波加阿阿美伊能於於 可波阿阿波阿阿阿阿レ利波伊

伊伊ム能於文伊伊伊伊能於於 宇止於祁並ム止於レ  
惠夜 宇止祁並止於毛於於 都義伊伊之伊移移移レ  
母於知伊伊移移波阿阿阿 音我阿阿良阿止於於曾  
於毛布 手十八

歌詞と譜詞の対照

1かはかみの

2かははりのきの

3うとけども

4つぎしねもちは  
5うからとぞもふ

かはかみの  
かははりのきの  
うとけどゑや  
うとけども  
つぎしねもちは  
うからとぞもふ

語訳

長埴安扶理——ながはにやすぶり。十一月節の「5短埴安扶理」  
とともに「埴安」の地で伝えられた歌と思われる。「長」は  
「5短埴安扶理」の「短」に対して、「於於於」「阿阿阿阿」

などのように、母音が続く歌い方をいうもの。

川上の 川様の木の——川の上流の、川のほとりに生えている  
様(川様)の木は。「川上」は川の上流をさす。その例とし  
て、「玉島の この川上に 家はあれど 君を恥しみ頭さず  
ありき」(万5・八五四)、「川上に 洗ふ若菜の 流れ来て  
妹があたりの 潟にこそ寄らめ」(万11・二八三八)があ  
る。

「川様」は不明の語であるが、「川楊」「川副楊」「川竹」

歌い方

全六句。「一段曲」第3句を譜詞のみ繰返す。囃子詞「ゑや」  
は「5短埴安扶理」と同じ。手の数は前段と後段いずれも九。

なお二段曲のうち「16長埴安扶理」だけが、後段の改行もなく  
「3片降」のように後段の最初に「も付けられていない。「於於  
於」二回、「阿阿阿」二回、「伊伊伊伊(伊移移移、伊伊移移)」  
三回というように、母音を続ける歌い方がされている。歌詞は  
短歌定型である。

(後撰集以後に多く見られる)など、川辺に生える植物の例

があり、「川櫟」も川のほとりに生えた櫟の木をいうものと思われる。「川楊」「川副楊」「川竹」は、風や水になびいて流されやすいが絶えない存在である、という意味で多く詠まれている。「川副楊」が「稲筵」川副楊 水行けば 麗き起き立ち その根は失せず」(紀八二)と詠まれ、「川竹」が「うつろはぬ 名に流れたる 川竹の いづれの世にか 秋を知るべき」(後撰集二二七)と詠まれているが、さらに、これらの「根」が詠まれていることに注目したい。「岐降り邊江の 吾跡川楊 割れども またも生ふとふ 畏跡川楊」(万7・二二九)の例は、川楊の根が生えやすいことを詠み、「河銀鳴く 大田の川の 川楊の めもころ見れど 鮑かぬ川かも」(万9・一七三)では、川楊の根をねもころに掛けたものである。先にあげた紀八二が、川副楊の根が絶えないことを歌い、後撰集以後の川竹が「……神のみ世よりかは竹の 世世にながれて たえせねば……」(新勅撰集二二四)というように、川竹の絶えないことを歌んでいることからすると、「16長崎安扶理」の「川櫟」も「根」に関連して詠まれているものと思う。このことは、「川櫟」「川楊」「川竹」が実際に根付きやすい植物であることからも考えら

れる。

疎<sup>ス</sup>けども——疎遠ではあるが。第五句「族とぞ思ふ」に対する語。「疎し」の例は万葉集はない。神代紀下、第九段に「汝若し国つ神を以て妻とせば、吾猶汝を疎き心有りと謂はむ」とあり、祝詞御内祭に「四方四角より疎び荒び来む天のまがつひといふ神の」とあるように、嫌な対象への気持ちを示す例がある。また、名義抄には「外人、ウトキヒト」とあり、関係がうすく、よく知らない人のことをいうようである。仁徳紀四年二月条には「炊、烟、轉、疎なり」とあり、まばらな状態を示す意味がある。

『大系』『全書』は「川辺に生えた櫟の木の枝がまばらであるごとく、疎遠であるが」の意となるが、「川櫟」の枝をまばらとするのはどうであろうか。「櫟」を詠んだものは、万葉集の十四首のうち十首と神楽歌「櫟」にその樹皮で衣を染めることが詠まれている。雄略記98と雄略紀76にも櫟の木が歌われている。このように、人々に親しまれる身近な櫟の木が、ここで「疎し」と歌われている理由は、川の上流にあって遠い存在であるところから來っているのではないだろうか。そうすると「疎し」の意味は、「嫌悪する」意よりも、川櫟に対して「疎遠」である、関係がうすい」意のほうに近

い。

継ぎし根持ちは——（川上の川桿の木の根を）継いで根を持つ者は。シは過去の助動詞の連体形か。從米問題のある句で、歌詞の「都伎・之弥毛知波」が歌譜では「都義・之祢毛知波」となっている。「義」は濁音仮名であり、ツギシネモチハとしかよめない。歌詞の「伎」は「イ高橋扶理」に「波利止久奴・伎止」という濁音の例がある。よって【集成】『大至』【全書】が「昏米持」（正月用の米を持って来る者）とし、阿久沢武史氏（『五節舞の由来—琴歌譜歌謡考』）『三田国文』第十七号）が「米を眷いて持つて来る者は、普段は疎遠でも、その時ばかりは親しみを感じる」というのは無理があるのでないだろうか。【全講】『全註解』は「継ぎし根持ち」とする。

【全講】は「義はギの音に使つてゐるのだろう。よつて上三字は継ギシと読まれ、シは助動詞の連体形のようである。ネモチは根持チで根を張ることか。今、台木と接木とは疎い仲だが、縦いで根を持つこととなればの意としておく」という。また【詳解】は「附きしねもぢ」とし、「つきし」は「附きし」で、「ねもち」とは「もぢずり草」一名「ねぢばな」と言ふ植物ではないか」という。

そこで「継ぎし根持ち」とすれば、一首全体の意味は「遠

くて疎遠である川桿の木だが、その根を継いだ根持ちは、川桿の同族だと思う」という意味になると思われる。「その根を継いだ根持ち」とは、川桿の血を受け継ぐ同系列の人、同じ一族の人などが考えられる。

正月元日には、節会に先立つて、朝賀の儀が行われ、群臣が天皇に挨拶をするために訪れる。現在でも一般に、神々や祖先を拝し、親類が集う習慣がある。このことで思い浮かぶのは、顯空前紀の室君である。新室の宴の時、顯宗天皇は「扁延 川副楊 水行けば 廉き起き立ち その根は失せず」（紀83）というよう、家の根が絶えないことを歌う。その次には、自分こそが天皇であるといふ宣りをするのである。「16長埴安扶理」も、同じ根を受け継ぐ者の歌とすれば、「眷米」とは違つた意味で正月元日にふさわしい歌だと思う。

「継ぎし」の例は、皇位繼承の「日嗣」、「七都義」の御代にまわる百箇余十の老翁の舞獻る（統後紀承和十二年）があるほか、絶えることなく天下が治められて天皇に仕えることが「……此の河の 絶ゆることなく 此の山の いや都芸都芸に 斷くしこそ 仕へまづらめ いや遠長に」（万18・四〇九八）や「……つがの木の いや繼嗣に 天の下 知らしめしを……」（万1・二九）と詠まれている。また、大

宮仕えとして生まれ繼いできた処女を讃える歌として「藤原の 大宮仕へ 生れつぐや 処女がともは 羨しきらかも」(万1・五三)がある。

この万葉集五三番歌は、「生れ紙ぐ」という点と、「埴安」が詠まれている五三番歌の短歌となつていて「埴安」の地に関わる歌である点で、琴歌譜の「埴安扶理」に示唆を与えるものとも考えられる(考説参照)。

「根持ち」の意味は、「根を持っている人」で、もとの根っこを継いでいく人のことである。古事記に「岐佐利持」「祐持」という例があり、大伴家持のように家を負つて立つ名の例もある。

紀83の顯宗天皇の室寿にある「その根は失せす」は、自身が繼ぐべき根を持ち、一族が絶えないことを示したものである。また紀83の類歌が俊頼體脳と古今和歌六帖「柳」にもあり、采花物語「玉の村菊」の長和五年二月には、後一条天皇の即位の条「世は変はらせ給へど、御身はいと榮へさせ給ふやうにて、河ぞ柳風吹けば動くとそれと根は静かなりといふ古歌のよう、動きなくておはしますも、えもいはずめでたき」と道長の繁栄の譬喻に引かれている。また、源氏物語には、明石の姫君が母の明石の上に送った歌として「ひきくる 親族兄弟 無き國に 渡り来まして ……」(3・四

わかれ 年は経れども 築の 巣立ちし松の 根を忘れめや」とあるように、根は生みの母の意味で詠まれている。

以上から、「16長埴安扶理」の「継ぎし根持ち」は、川樺の根を受け継いだ自分とその一族のことと考えられる。

族とぞ思ふ——同族であると思うことだ。上の「継ぎし根持ち」をうけて、継いで根を持つ者、自分たちはみな川樺の同族であるという意。「族」は血縁の人々の総称、同族、親族、身寄り。「思ふ」はオモフのオの脱落した形。

『全謡』は「川上の川ハンノキのように、うといけれども、つき木の根を持ったものは、同族だと思う」としたうえで、〔評〕「寓意があつて、いやな男だが、続いて通つて来て関係が深くなつたから、一族だと思うというのだろうか。川ハンノキがどうもよくない連想を期待しているようだ。妙な歌を興じて歌曲としたものである」としている。〔評〕の部分は恋歌の解釈をしているが、万葉集に「根」に「寝」を掛けた歌(14・二四〇〇、三四九七、三五〇〇など)があるので、「継ぎし根」に男女の共寝を詠んだとみたのだろう。しかし、「族」の例には、神代紀下「天稚彦が親屬妻（おやぢめ）、皆謂はく……」、雄略記「己が族名は腰佩（こし）と謂ふ人に……」、万葉集「問ひさくる 親族兄弟 無き國に 渡り来まして ……」(3・四

六〇)などを見ても恋歌の要素は出て来ない感じを受ける。

「詳解」は「川上に生えてゐる川樺の木は疎く感ぜられるが、その木により添つてゐるもちすり草は本当に親しく愛液すべく思はれます」と解釈している。

「族とぞ思ふ」は、ふだんは疎遠になっている者も、元日に顔合わせをし、遠い先祖の血のつながりを言い、一族の結束と繁栄を含んでいるものである。「川樺の同族であると思う」と、その一族を守っていく者としての自覚と同族への呼びかけが歌われている。

#### 口語訳

川の上流に生えている川樺の木は、遠くて疎遠であるが、継いだ根を持つ者は川樺の同族であると思うことだ。

#### 考説

「自余小歌同十二月節」によれば、十二月節の小歌は正月元旦にも歌われたことになるので、「16長埴安扶理」は正月元旦のみにある歌である。おそらく、正月元日のみの独自の意味を持つて歌われたであろう。この歌の本旨は「継ぎし根持ちは族とぞ思ふ」で、「継いだ根を持つ者」という自覚と同族意識、絶えない根の強調と繁栄が、祝歌として歌われているものである。「4高橋扶理」で樺と歴木が擬人的に捉えられているが、

「16長埴安扶理」の「川上の川樺の木」も、同じ血を引く遠い祖先に譬えられている。つまり、自分たちの「川樺族」が歌われているのである。しかし広義の意味に広げてみれば、同じ祖先の根を持つ日本人、すなわち節会に集った全ての人々に対して、「われらは大和の國を守っていく仲間であるよ」と向かられた言葉とされる。その根は代々繼がれていくうちに、同じ根を持つ者が増えていく、今日の子孫繁栄の意も含んでいる。

琴歌譜中には、「5短埴安扶理」と「16長埴安扶理」という「埴安扶理」一曲があるが「短」と「長」という対になつていることからすると、本米、内容も対になつて歌われていたのかもしれない。「短埴安扶理」が賀古明氏の言うように、埴安の神への献歌であるなら、「長埴安扶理」はその豊かな土地に繁栄する根の意味でつながる。埴安の地の繁栄を祈る「短埴安扶理」と、その豊かな土地に根付く子孫の繁栄が歌われる「長埴安扶理」として考えられるのではないだろうか。

また、「埴安」の地を詠んでいる歌が唯一、万葉集五二番「藤原宮の御井の歌」に、「埴安の 堤の上に あり立たし 見し給へば」とある。その短歌として五三番歌が「藤原の 大宮仕へ 生れつぐや 処女がともは 羨しきるかも」とあるのである。この五三番歌は大宮仕えをするために「生れ継いだ」処

女が讚えられていて、「埴安」が詠まれていて五・番歌の短歌

である点で、琴歌譜の「埴安扶理」と関連するところがある。

「短埴安扶理」では、唐玉を手本に巻いて舞う処女が讚えられている点が五・番歌の大宮仕えをする処女に、「長埴安扶理」では一族を継いでいくという意味の「繼ぎし根」が、五・番歌の「生れ継ぐ」ことに類似するものがある。この「埴安」に関して詠まれた万葉集五・番歌が「短埴安扶理」「長埴安扶理」の発想のもとになっているのではないだろうか。

自余小歌同十一月節——これ以外の小歌は十一月節に同じ。この注記は「16長埴安扶理」の歌譜の後に、段を下げる書かれている。「自余」は、それよりほか、それ以外、をさす。延喜式卷七・践祚大嘗祭「其行列者、御飯桶在前、自余物次之」、延喜式卷十一・中務省「凡供奉威儀官人、綏腰帶、布革、横刀、弓箭、靴等並私備之。自余收省臨時出用」、古語拾遺「天照大神者、惟祖惟宗、尊無与二。因、自余諸神者、乃子乃臣、孰能敢抗」、「而、今唯有中臣・斎部等三三氏、自余諸氏、不預孝選」などの例がある。

注記の「自余小歌」がどの歌からかということは、賀古明氏が『琴歌譜新論』において「天人扶理」「繼根扶理」「庭立振」「阿夫斯弓振」「山口扶理」の五首であるとし、島田晴子

氏が「琴歌譜の構成について」(学習院大学国語国文学大系誌昭44・3)において「6伊勢神歌」からとも思われる、と推測している。私は「8繼根扶理」からではないかと考えている。それは、「16長埴安扶理」の「繼ぎし根」の、根を継ぐという意味の文字が、琴歌譜の歌曲名「8繼根扶理」に使われていることが一つである。次に、西宮記卷六「新嘗会」の条、「大歌又発物声」の割注に「二節尽十二歌也。舞間歌二歌也」とある十二歌は、琴歌譜十一月節の十二歌に歌数が近いが、舞間歌とは、五節舞の歌と似る「5短埴安扶理」とそれに統く「6伊勢神歌」「7天人扶理」の三歌が考えられ、そしてそれに統く歌が「8繼根扶理」になっているからである。正月元日には「16長埴安扶理」の次に「8繼根扶理」以降の歌が歌われたのではないかと思えるのである。言いかえれば、「5短埴安扶理」「6伊勢神歌」「7天人扶理」は十一月節のみの歌と考えるのである。十一月節「3片降」「12大直備歌」、「4高橋扶理」も同様に十一月節のみの歌と考える。もし、正月元日に、十一月節「4高橋扶理」以降の歌がそのまま続いて歌われるのなら、琴歌譜の小歌のうち「16長埴安扶理」だけが繰返して歌われないことになってしまふ。ゆえに、十一月節「3片降」のあとには十一月節のみに「4高

橋扶理」が歌われ、正月元日「15片降」のあとには正月元日のみに「16長埴安扶理」が歌われたとみるべきである。そして、十一月節のみの「3片降」「4高橋扶理」「5短埴安扶理」「6伊勢神歌」「7天人扶理」「12大直備歌」であり、正月元日のみの「15片降」「16長埴安扶理」と考えるのがよいと思われる。

（福原佐知子）